

北海道夕張高等学校

生徒手帳

校 訓

研 鑽 自 主 礼 儀

教 育 目 標

1. 心豊かな人間を育てる。
2. 知性をみがく人間を育てる。
3. 主体的に行動する人間を育てる。



校章の由来

校旗のエンジ色は若人の情熱・明朗を表し、未来の躍進を展望している。

校章を見てまず目につく五本のペンは夕張唯一の普通高校という観点から、生徒の生命というべき学問と「市の樹」である桜の花びら五弁を象徴化したものである。中心に鏡を要として配置し、澄み渡った人の心を表している。鏡のまわりを「夕」で縁取りし学校全体の和を象っている。

夕張高等学校 校歌

わが人生の牧場なり

- | | |
|--|---|
| 1 この丘はわが人生の牧場なり
ここに集えるわれらみな
力をあわせおごそかに
正しきあゆみはじむべし
山々青く学舎の
窓辺の丘はみどりなり
あゝ若き日の校庭きよく
夢永遠にはなさけよ | 2 この丘はわが人生の牧場なり
ここに集えるわれらみな
自ら努めさわやかに
ゆかしき道をふみしめよ
山々白く学舎の
窓辺の丘にちりもなし
あゝ若き日の校庭きよく
夢永遠に輝けよ |
|--|---|

夕張高等学校 応援歌

- | | |
|--|--|
| 1 紺碧の空 緑の大地
精悍無比の若人が
集いてここに 勝利に進む
われらの行く手 敵は無し
おお 夕高 夕高 夕高 | 2 鉄壁の胸 あふるる血潮
錬磨きたえし若人が
雄叫びあげて 勝利の旗に
栄冠めざし 戦わん
おお 夕高 夕高 夕高 |
|--|--|
-
- | |
|--|
| 3 夕張の空 歓喜に満ちて
闘志に燃ゆる若人が
意気高らかに 馳せたあと
その栄光を たとうべし
おお 夕高 夕高 夕高 |
|--|

生徒心得

生徒心得は全校生徒が日常の学業に精進することは勿論、各自、人格の完成をめざし真理と正義を愛し、自主的精神に満ちた心身明朗、健全な学校生活を送るために設定したものである。

礼 儀

1. 日常の行動会話においては礼を失わないように努め、挨拶をすること。
2. 授業の開始、終了のとき起立して一斉に礼をすること。
3. 職員室等への入室の時はノックをすること。
4. 授業中遅れて教室に入る者は所定の手続きを経て、教科担任の了解を得て着席すること。
5. 通学に際し、高校生としてのマナーを守ること。

服 装 等

1. 服装は質素端正にして華美なものや、見苦しいものは避けること。
2. 制服は基本型とするが、学校指定のオプションの着用を認める。
3. 学校が指定する日は必ず基本型とする。
4. Yシャツ、ブラウスについては、学校で指定した日以外は学校指定品でなくてもよいものとする。なお、白無地もしくは青無地であれば、襟などの形は問わないものとする。
5. 服装、履物に関して以下の事項を守ること。
6. アクセサリー類（ネックレス、指輪、ブレスレット、ピアス、ミサンガ等）の着用は認めない。
7. 頭髮は華美にならないようにする。特に変色させることや、加工してウェーブをかけること、パーマをかけることは禁止する。
8. 上履は学校指定靴とする。
9. 登下校の際は靴履きとし、サンダル、下駄履きによる通学は避けること。
10. やむを得ず異装する者は許可を受けること。
11. 6月1日から前期終業式前日までを夏季略装期間とし、ネクタイ・リボンを着用しなくてもよい。

〈制服について〉

(1) 基本型

Aパターン

- ◎ブレザー
- ◎スラックス
- ◎Yシャツ 袖 イニシャル刺繍入り
- ◎ネクタイ ワンタッチ型

Bパターン

- ◎ブレザー
- ◎ニットベスト
- ◎スカート（裾 校章刺繍入り）もしくは ◎スラックス
- ◎ブラウス 袖 イニシャル刺繍入り
- ◎リボン ワンタッチ型
- ◎ストッキング 黒（夏季は紺ハイソックスも可）

(2) オプション

Aパターン

- ・半袖Yシャツ（袖 イニシャル刺繍入り）（学校指定品）
- ・Yシャツ（白無地・青無地）
- ・セーター（学校指定品）

Bパターン

- ・半袖ブラウス（袖 イニシャル刺繍入り）（学校指定品）
- ・ブラウス（白無地・青無地）
- ・ハイソックス（紺）
- ・ストッキング（肌色）
- ・セーター（学校指定品）

規 律

1. 教室廊下においては静かにすること。
2. 不用な物品や多額の金銭、貴重品は持参しないこと。
3. 集会は静粛かつ敏速に行うこと。
4. 教材、校具その他公共物は特に大切に扱うこと。
5. 登校後、校外に出る際は許可を受けること。
6. ポスター等の掲示物は生徒会の許可と認印を受けること。
7. 昼食は所定の時間、場所においてとること。
8. 午後9時以降の外出はしないこと。
9. 校内外を問わず団体での集会は学校に届け出ること。
10. 飲酒喫煙は法律に定めてあるとおり厳に禁止する。
11. 学校代表として参加する際は、代表として、責任ある行動をとること。
12. アルバイトは生徒指導部に願い出て、許可を受けること。
13. 交通道徳を遵守し、交通安全に留意すること。さらに無免許運転、踏切以外の線路横断、自転車の2人乗り等、危険な行動は絶対にしないこと。

学 習

1. 必ず予習・復習をすること。
2. 授業中は、授業に専念すること。
3. 授業中に席を離れるときは、許可をうけること。

環 境

1. 校内外は常に清潔を保ち器具物品は常に整頓し、積極的に環境の美化に努めること。
2. 担当区域の清掃は入念に行うこと。
3. ごみは分別して捨てること。
4. 校舎内外を問わず落書きをしないこと。

諸願・届

1. 諸願・届は所定の様式により必要事項を明記し手続きをとること。主な諸願・届は次の通りである。

- | | |
|------------|----------------|
| ① 校舎使用許可願 | ⑦ 入室許可願 |
| ② アルバイト許可願 | ⑧ 外出許可願 |
| ③ 合宿許可願 | ⑨ 住所変更届 |
| ④ 集会届 | ⑩ 異装許可願 |
| ⑤ 大会等出場許可願 | ⑪ 普通四輪運転免許証取得願 |
| ⑥ 早退許可願 | ⑫ 自転車通学許可願 |

生徒の賞罰に関する規程（抜粋）

（表 彰）

- 第2条 校内外を問わず、他の生徒の範とするに足る顕著な善行や功績があったときは、これを賞し表彰する。
- 2 大会・競技会等で優秀な成績を収めた個人又は団体に対しては、全校集会又はその他の会合を利用して、その業績等を紹介し賞状等の伝達を行うものとする。
 - 3 皆勤の表彰は、修了式又は卒業証書授与式において行うものとする。

（懲 戒）

- 第3条 法令や校則に反する行為や生徒としてあるまじき行為があったときは、懲戒に付するものとする。
- 2 前項の懲戒は次のとおりとする。
 - (1) 訓 告
 - (2) 停 学
 - (3) 退 学

（停 学）

- 第5条 停学の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 停学中は家庭謹慎を原則とするが、家庭環境その他の事情により家庭における謹慎が不適當と認めた場合は、登校謹慎など必要な措置をとる。
 - (2) 停学日数は、懲戒の対象となった非行の内容や、生徒の反省状態などを考慮して、その都度審議し決定する。
 - (3) 停学の期間は謹慎を命じた日に始まり、解除申し渡しの前日に終わる。
 - (4) 停学期間中の心得については、別に定める。

（退 学）

- 第6条 退学は、次の各号に該当する生徒に対して命ずる。
- (1) 著しく学業を怠り成業の見込みがないと認められる者。
 - (2) 正当の理由がなく出席が常でない者。
 - (3) 性行不良で学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反した者。

運転免許及び車両通学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、運転免許の取得及び車両通学に関する必要な事項を定めるものとする。

(運転免許の取得)

第2条 車両(普通四輪車)の運転免許の取得は原則として認めない。また、原付車を含む自動二輪車は禁止するものとする。

2 普通四輪車の運転免許が必要となった場合は、次の手続きにより許可することがある。

(1) 運転免許取得許可願を提出して校長の許可を受けること。

(2) 普通四輪車の免許取得は、前記(1)の手続に従い、第3学年の10月からとするが、次に該当する者には原則許可しない。

ア 出席状況が正常でなく、成績・生活等で特別指導を受けている場合。

イ 就職内定または進学決定していない場合。

ウ 評定1の教科が10単位以上ある場合。

エ 学校に納める諸費の納入が滞っている場合。

(通学の禁止)

第3条 次の期間には、自動車学校へ通学することは出来ない。

(1) 通常授業、学校行事、生徒会行事の時間帯。

(2) HR活動など、本校の日常活動に支障のある時間帯。

(3) その他、本校で指定する日または時間帯。

(車両の運転)

第4条 免許取得後の自動車運転は原則認めない。ただし、卒業後の通学及び通勤、または家庭学習期間中における就業先での事前研修等の理由で自動車運転が必要となった場合には、所定の手続き後に在学中の自動車運転を認める場合がある。その場合、「車両運転に関する誓約書」「運転免許取得登録および車両登録書」を学校に提出すること。また車両登録に変更があったときは、直ちに変更届けを提出しなければならない。

(車両通学の許可)

第5条 車両通学(自転車を除く)は認めない。

(車両運転の一般的心得)

第6条 車両を運転する際の一般的心得として、次のことを遵守するものとする。

- (1) 交通事故防止(加害者にも被害者にもならない)のため、出来る限り車両の運転はしない。
- (2) 車両の運転にあたっては、必ず保護者が同乗しなければならない。
- (3) 夜間午後9時以降翌朝6時までの走行はしない。
- (4) 任意保険に加入することが望ましい。
- (5) 運転にあたっては常に始業点検を実施し、また整備不良のないように専門家による定期点検を受ける。
- (6) 無免許運転は厳禁すると共に、無免許者には絶対に車両を貸与してはならない。
- (7) 交通事故及び交通違反を起こした場合は、すみやかに口頭または電話等により届け出なければならない。
- (8) 普通四輪車の免許取得に伴う原付車の運転は認めない。

(違反者の指導)

第7条 この規程に違反した者については車両運転を許可しないことがあるほか、他の校則違反と同様の指導を行うものとする。

自 転 車 通 学 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、自転車通学に関する必要な事項を定めるものとする。

(自転車通学の許可)

第2条 自転車通学は許可制とし、毎年度始めに「自転車通学許可願」を提出するものとする。以下の条件を満たすことを許可条件とする。

- (1) スクールバスを利用できない、もしくは夕鉄バス定期券が支給されていない生徒であること。
- (2) 本自転車通学規程および道路交通法を遵守できる生徒であること。
- (3) 自転車損害賠償保険に加入している生徒であること。
- (4) 自転車通学について保護者の承諾が得られる生徒であること。

(使用する自転車)

第3条 通学に使用する自転車は以下の条件を満たすものとする。

- (1) 本校の自転車ステッカーが貼られた自転車
- (2) 防犯登録をした自転車
- (3) 定期的にメンテナンスされた自転車
- (4) 鍵・ライト・反射板・ベルがついた自転車

(自転車運転の一般的心得)

第4条 自転車を運転する際の一般的心得として、次のことを遵守するものとする。

- (1) 交通ルールを遵守すること。特に、
 - ア 車道通行時は左側通行をすること
 - イ 並列走行をしないこと
 - ウ 歩行者優先で運転すること
 - エ 二人乗りをしないこと
 - オ 信号無視をしないこと
 - カ 「ながら運転」をしないこと（携帯電話を使用しながらの運転やイヤホンで音楽を聴きながらの運転は厳禁）
 - キ できるかぎりヘルメットを着用すること
- (2) 雨天時は雨ガッパを使用し、傘差し運転はしないこと
- (3) 乗ってきた自転車は学校の指定された自転車置き場におくこと
- (4) 学校が定めた自転車通学許可期間を守ること（当年の天候により都度決定するが、許可期間の目安はおおむね4月中旬から10月中旬まで）

(許可の取り消し)

第5条 本自転車通学規程に違反した者には、許可の取り消し等を行うことがある。

大会出場規程

(目 的)

第1条 この規程は、本校の部・同好会における各種大会への出場について、必要な事項について定める。

(出場資格)

第2条 出場資格については、次のとおりとする。

- (1) 停学期間中の者は、大会出場を認めない。
- (2) 生徒指導部は、特に下記事項を考慮し、出場資格を審査するものとする。
 - ① 評定1の科目の単位数の合計が10単位を越えている者。
 - ② 健康診断の結果、審査を必要とする者。
 - ③ 平常の生活態度において生徒心得に反する行為が極めて多い者。
- (3) 新入部員及び定期審査時に認定されなかった者で、顧問から出場申し出の者については、適宜審査する。

(出場認可)

第3条 出場を認める大会は次のとおりとする。

- (1) 高体連・高野連・高文連主催の地区大会及びこれにつながる全道・全国大会
- (2) 国民体育大会の地区予選、道大会、本大会
- (3) その他校長が認める大会

(出場審査)

第4条 出場を審査する大会は次のとおりとする。

- (1) 第3条（出場認可）に定める大会
- (2) 第3条（出場認可）に定める大会以外への出場は、生徒指導部で審査する。
- (3) 前項(1)の大会等の出場については、回数及び参加人員を制限しない。なお、南空知地区内で開催される大会等には原則として宿泊は認めない。顧問より宿泊認可の要請が出た場合には生徒指導部で別途審議する。南空知地区外で開催される場合は宿泊を認める。
- (3) 高体連・高文連・高野連に加盟していない部の出場は、別途審査する。
- (4) 練習試合、交歓試合においては学校を欠席して行うことは認めない。
- (5) 営利団体が主催する大会及び金品または報酬を目的とする大会への出場は認めない。
- (6) 上記によらない特別な場合は、生徒指導部を経て職員会議で別途審議する。

(全道・全国大会)

第5条 全道大会、全国大会の出場資格は次のとおりとする。

- (1) 地区予選または全道予選にて全道または全国大会の出場権を得た者は、その出場を認める。
- (2) 地区予選のない場合、生徒指導部において出場が妥当と認められるときは、校長の許可によって決定する。

(出場期間)

第6条 出場期間は次のとおりとする。

- (1) 大会地到着は原則として、開会式の前日以降とする。
- (2) 大会地出発は原則として、自校の出場が終了した日とする。

(出場手続)

第7条 大会出場手続きは、本規程に基づき出場する部については、大会に参加する場合、大会出場許可願・大会出場承認書を作成して、所属顧問から出発1週間前までに生徒指導部に提出し、校長の許可を得る。

(違反処置)

第8条 本規定に反して出場した場合の生徒及び部の処置については生徒指導部で検討し、職員会議にはかるものとする。

附 則

- (1) 同好会等の出場については、本規程に準ずる。
- (2) 審査資料は別記様式のものによる。

合宿規程

(目 的)

第1条 この規程は、部及び同好会における合宿に関して必要な事項を定める。

(計画・実施)

第2条 合宿を希望する場合は、この規定に基づいて綿密に計画を立て、所属顧問から生徒指導部を経て教頭へ報告し、校長の許可を得てから実施する。

(期 間)

第3条 合宿の期間は顧問同伴の上、1回7日を限度とし、シーズンを通じて2週間以内とする。ただし、学校を欠席して行うことは認めない。

(手 続)

第4条 合宿の手続きは、あらかじめ次のことを用意し所属顧問から教頭を経て、校長に提出し許可を得る。

- (1) 合宿許可願
- (2) 合宿参加承諾書
- (3) 合宿計画書

合宿中の心得

1. 勉学とスポーツ（または合宿の目的対象となる学芸）を両立させること。
2. 礼儀（作法）をわきまえ、諸規定を守ること。
3. 合宿場所の内外は清掃し、常に整理整頓をすること。
4. 合宿場所の施設物品は丁重に扱い、汚損しないようにすること。
5. 備付け以外の物品は自前とし、他の学校備品の使用は許可しない。

部活動規定

(目 的)

第1条 この規程は、部及び同好会における平常時の活動に関して必要な事項を定める。

(活 動)

第2条 通常の部活動は18時までとし、18時30分を完全下校とする。

- 2 早朝、夜間等特別に部活動を行う場合は、事前に部活動特別練習承諾書・許可願を生徒指導部に提出し審議を受けることとする。
- 3 会議等で完全下校の時は部活動を禁止する。ただし、特別な事情がある場合は、事前に部活動特別練習承諾書・許可願を生徒指導部に提出し審議を受けることとする。

北海道夕張高等学校生徒会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は北海道夕張高等学校生徒会と称する。

(構 成)

第2条 会は本校在籍の全生徒をもって構成する。

(目 的)

第3条 本会は本校の健全なる自主的活動の進展を図るとともに平和で明るい校風を作り、その経験を通じて将来良き社会人となるための基礎を育成することを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、校長より委任された次の活動に関してこれを審議実行する。

- (1) 学校生活の充実や改善・向上を図る活動。
- (2) 生徒の諸活動についての連絡調整に関する活動。
- (3) 学校行事への協力に関する活動。

第2章 会員の権利及び義務

(権利・義務)

第5条 本会会員は選挙権、被選挙権、罷免権及び議決に参加する権利を有する。ただし、3年生は10月以降は被選挙権を、また1月以降は選挙権及び罷免権を有しない。

第3章 生徒会役員とその任務

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|-------|-----------|---|---|
| (1) 会 | 長 | 1 | 名 |
| 副 | 会 長 | 2 | 名 |
| 書 | 記 長 | 1 | 名 |
| 書 | 記 | 1 | 名 |
| 会 | 計 | 2 | 名 |
| (2) | 会計監査委員長 | 1 | 名 |
| (3) | 選挙管理委員長 | 1 | 名 |
| (4) | 専 門 委 員 長 | 6 | 名 |

(風紀委員長：1名、保健委員長：1名、体育委員長：1名、交通安全委員長：1名、放送委員長：1名、図書委員長：1名)

- (5) 生徒総会及び代議員会議長団 2名（議長 1名、副議長 1名）

（役員の任務）

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、本会の任務を総理する。
- (2) 会長はホームルーム及び各機関より選出された代議員及び委員を任命し、全会員の中から議長団を委嘱する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときはその任務を代行する。
- (4) 書記長は生徒総会、代議員会及び各委員会の書類及び記録を管理保管し、関係機関との連絡事務を行なう。
- (5) 書記は書記長より委託された生徒総会・代議員会及び執行委員会の文書事務・連絡調整等の業務を処理する。
- (6) 会計は本会に関する会計業務全般を処理し、定例総会において会計報告を行なう。
- (7) 会計監査委員は本会における会計及び物品並びにその業務を監査する。
- (8) 選挙管理委員長は本会における各選挙を統轄する。
- (9) 議長団は生徒総会及び代議員会の秩序を維持し議事を整理する。なお、議事進行に著しく妨げのある場合は、退場を命じることができる。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、書記長、書記、会計、会計監査委員長は、10月1日から翌年の9月30日までの1年間。
- (2) 各専門委員、ホームルーム委員及び選挙管理委員は4月1日から翌年の3月31日までの1年間。
- (3) 議長団は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第4章 組 織

（機 関）

第9条 本会は第1章第3条の目的達成のため、次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 執行委員会
- (3) 代議員会
- (4) 会計監査委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 各専門委員会
- (7) 行事实行委員会
- (8) 部及び同好会
- (9) ホームルーム

(10) 議長団

第5章 生徒総会

(総会の構成)

第10条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、全会員を以て構成する。

(総会の審議事項)

第11条 生徒総会は次の事項を審議・決定する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 生徒会年間計画に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) 部の設立・廃止に関すること。
- (5) 生徒総会への提出議題に関すること（代議員会の承認）
- (6) その他代議員会が必要と認めた事項について。

(総会の成立)

第12条 総会は全会員の3分の2以上の出席によって成立する。

(定例総会)

第13条 定例総会は年1回（5月）の開催とし、会長がこれを招集する。

(臨時総会)

第14条 臨時総会は次のような要求があるとき、3週間以内に開催される。

- (1) 代議員会において全代議員の3分の2以上が開催を要求したとき。
- (2) 全会員の5分の1以上の連記で開催を要求したとき。

(議案の議決)

第15条 総会の決定は出席者の挙手による採決で行なう。規約改正の際は出席者の3分の2以上、それ以外の議案については出席者の過半数の賛成によって成立する。賛否同数の場合は議長が裁決する。

第6章 代議員会

(構成)

第16条 代議員会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、各ホームルームの2名を代議員として構成する。これには執行委員は必ず出席する。

(審議事項)

第17条 代議員会は次の事項について審議・決定する。

- (1) 生徒総会に提出する議題に関すること。
- (2) 生徒会行事の計画と運営に関すること。
- (3) 部及び同好会に関すること。
- (4) 各委員会、ホームルームからの議案に関すること。
- (5) その他、生徒会活動に関すること。

(代議員会の成立)

第 18 条 代議員会は全代議員の 4 分の 3 の出席によって成立する。

(臨時代議員会)

第 19 条 臨時代議員会は次のような要求があるとき、3 日以内に招集される。

(1) 会長及び議長の要請があった場合。

(2) 全代議員の 3 分の 2 以上の連記による要請があった場合。

(議 題)

第 20 条 代議員会の議題は会長が提出する。ただし、代議員の動議による提案を妨げない。

(議 決)

第 21 条 代議員会の議決は出席者の過半数の賛成によって成立する。賛否同数の場合は議長が裁決する。

(決定事項の執行)

第 22 条 代議員会の決定は代議員及びホームルームの意志を反映したものでなければならない。また、代議員会の決定事項はすみやかに各ホームルームに伝えられ、会長はこれの執行に当たらなければならない。

(代議員会の傍聴)

第 23 条 会員は議長の許可を得て傍聴することができる。ただし、特別な場合を除き発言することはできない。

第 7 章 執行委員会

(構 成)

第 24 条 執行委員会は会長、副会長、書記長、書記、会計により構成される。

(任 務)

第 25 条 執行委員会は本会のすべての活動の企画、立案、運営にあたる最高執行機関であり、次の任務を行なう。

(1) 生徒総会及び代議員会によって決定された事項の執行。

(2) 予算案及び決算報告書の作成。

(3) 事業計画書の作成

(4) 執行上必要な規則議案の作成。

(5) 生徒会事務事項の処理。

(6) 生徒会に関する生徒の集会の指示。

(7) 会務の執行上必要な具体案（原案）の作成及び生徒会行事の運営。

(8) その他

(責 任)

第 26 条 執行委員は公的な事項に関して、連帯責任制をとる。

第 8 章 会計監査委員会

(構成)

第 27 条 本委員会は選挙によって選出された委員長と代議員の中より選出された 2 名の監査委員によって構成される。

(任務)

第 28 条 本委員会は本会の組織及び費用が乱用されることのないように常に本会の会計業務及び物品の監査を行なう。

(報告)

第 29 条 監査報告は生徒総会において行なう。

(勧告)

第 30 条 本委員会は監査結果に基づいて必要に応じて代議員会及び執行委員会に勧告する。

第 9 章 選挙管理委員会

(構成)

第 31 条 本委員会は各ホームルームから選出された 2 名の選挙管理委員によって構成される。

(目的)

第 32 条 本委員会は選挙管理規定に基づき選挙が公明かつ適正に行われるようにすることを目的とする。

(役員)

第 33 条 本委員会に互選により次の役員をおく。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

(任務)

第 34 条 本委員会委員長は本会の選挙に関する一切の責任を負う。

(資格の制限)

第 35 条 次の者は選挙管理委員になることはできない。

(1) 執行委員

(2) 議長団

(3) 監査委員

(4) 代議員

(規定)

第 36 条 選挙管理規程は別に定める。

第 10 章 専門委員会

(各委員会及び任務)

第 37 条 執行委員会の補助機関として次の委員会をおく。

(1) 風紀委員会

- ① 本委員会は各ホームルームより選出された2名以上の風紀委員によって構成され、委員長はその互選による。
- ② 本委員会は本会会員が秩序ある生活をおくるため、執行委員会より委託された事項を行う。

(2) 保健委員会

- ① 本委員会は各ホームルームより選出された2名以上の保健委員によって構成され、委員長はその互選による。
- ② 本委員会は本会会員の健康及び環境衛生の向上を図り、美化を推進する一切の活動を行う。

(3) 体育委員会

- ① 本委員会は各ホームルームより選出された2名以上の体育委員によって構成され、委員長はその互選による。
- ② 本委員会は本会会員の体育的行事に関することを主として行う。

(4) 交通安全委員会

- ① 本委員会は各ホームルームより選出された1名以上の交通安全委員によって構成され、委員長はその互選による。
- ② 本委員会は本会会員の交通安全に対する道德心を高め事故防止に努めるために執行委員会より委託された事項を行う。

(5) 放送委員会

- ① 本委員会は各ホームルームより選出された1名以上の放送委員によって構成され、委員長はその互選による。
- ② 本委員会は本会会員の各種行事における放送に関することを主として行う。

(6) 図書委員会

- ① 本委員会は各ホームルームより選出された1名以上の図書委員によって構成され、委員長はその互選による。
- ② 本委員会は本会会員の図書に関することを主として行う。

第11章 行事实行委員会

(機 関)

第38条 本委員会は執行機関であり、行事ごとに組織する。

(組 織)

第39条 本委員会は各ホームルームから選出された委員によって組織される。その他会長が必要に応じて委員を指名することができる。

(委員長の選出)

第40条 本委員会の委員長は互選を原則とするが、会長が指名することもできる。

(解 散)

第 41 条 本委員会は当該行事が完了したときに解散する。

第 12 章 部及び同好会

(目 的)

第 42 条 部及び同好会（以下「部等」という）は、会員個々の健全なる個性の発展及びよりよい人間形成を目指すものでなければならない。

(部長・副部長)

第 43 条 部等は部員の互選により部長及び副部長を置かなければならない。

(重複加入)

第 44 条 部等への重複加入は原則として認めない。同好会はこの限りではない。

(同好会の設置)

第 45 条 同好会の設置は執行委員会を経て、代議員会の承認を得なければならない。

(1) 同好会が活動を開始して 1 年以上経過したときは、部への昇格を代議員会に申請することができる。

(2) 代議員会は前項の申請があったときは、人数、活動状況などを考慮して審議し、その可否を生徒総会にかけなければならない。

(3) 部は生徒総会の決議によらなければ成立を認めない。

(休 部)

第 46 条 原則として、高体連、高野連夏の大会が終了した段階で団体戦の出場人数の 3 分の 2 に満たない部は休部とする。ただし、この人数を満たさない場合でも、他校と合同チームを組んで大会に出場している、もしくは活動を継続して行っている部については、この限りではない。

休部中に部員数を満たした場合は活動を再開できる。ただし、休部中はその年度の予算は支出しない。

(廃 部)

第 47 条 次の場合、部等は廃部にする。

- (1) 部 ア. 1 年以上休部にしたとき
 イ. 特別な事情により生徒総会で議決したとき
 ウ. 本校教員による顧問を欠いたとき
- (2) 同好会 ア. 会員が欠けるなどして活動がなくなったとき
 イ. 特別な事情により代議員会で議決したとき
 ウ. 本校教員による顧問を欠いたとき

第 13 章 ホームルーム

(目 的)

第 48 条 ホームルーム（以下HR）は本会組織の基盤となり、常に代議員会及び執行委員会と密接な連絡を保ちながら活動する。

（役 員）

第 49 条 HRに次の役員を置く。

- (1) 代議員 2 名
- (2) 書 記 1 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) その他必要な役員

第 14 章 会 計

（会計年度）

第 50 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

（収 入）

第 51 条 本会の経費は次の収入による。

- (1) 一般会計
- (2) その他の収入

（一般会費）

第 52 条 一般会費は年額 13,800 円とする。

（予 算 案）

第 53 条 予算案は部活委員会及び外局の要求を考慮して毎年 4 月中に各部との折衝を経て執行委員会が作成し 5 月の定例総会においてこれを承認する。

（予算の報告）

第 54 条 予算及び決算報告は 5 月の定例総会において行う。

（支 出）

第 55 条 本会の支出は、支出を必要とする機関の責任者、学校長、生徒会顧問、会計、会長の承認を必要とする。

（余 剰 金）

第 56 条 本会の余剰金は次年度の予算に繰り入れるものとする。

（細 則）

第 57 条 細則は別に定める。

第 15 章 顧 問

（顧 問）

第 58 条 本会の各機関には本校教員が顧問としてつく。顧問は各機関の会合に出席して助言指導を与える。

第16章 辞任及び罷免

(役員 の 辞任)

第59条 本会役員の中で辞任を希望する者は辞任願いを代議員会に提出し、承認を得てその旨を会長に届け出なければならない。

(代議員 の 辞任)

第60条 代議員または各委員の中で辞任を希望するものは辞任願いを代議員会に提出し、承認を得てその旨を議長または委員長に届け出なければならない。

(資格喪失)

第61条 本会執行委員、議長団は代議員会において全代議員の3分の2以上の不信任を受けた後、本会全会員の信任投票の結果過半数に達しない場合はその資格を失う。

(新役員 の 選挙)

第62条 辞任または罷免により執行委員に欠員が生じた場合、すみやかに新役員 の 選挙を行わなければならない。その場合、任期は残余期間とする。

第17章 補 則

(会則 の 改正)

第63条 本会会則の改正案は代議員会に提出し、全代議員の3分の2以上の多数決による可決の上、総会で審議し全会員による投票で3分の2以上の賛成を得て可決されなければならない。

(会則 の 改廃)

第64条 本会会則の諸細則、諸管理規定の改廃は書式により代議員会に提出し、全代議員の3分の2以上の賛成を得て可決されなければならない。

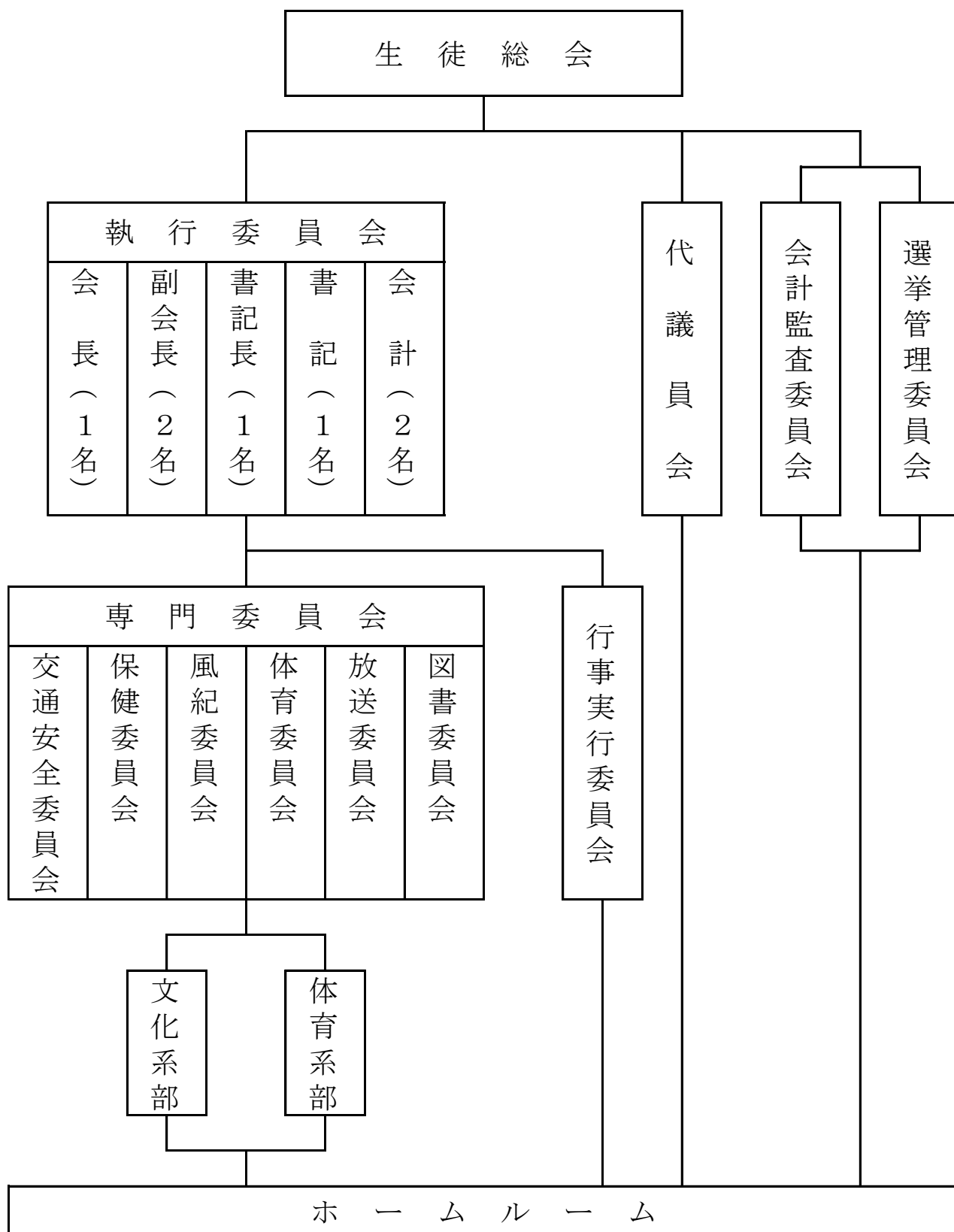
(決議 の 承認)

第65条 本会の諸決議及び役員その他の決定は校長の承認を必要とする。

(会則 の 承認)

第66条 本会会則は全会員の3分の2以上の賛成と校長の承認を得て有効とする。

生徒会組織



生徒会選挙管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 生徒会会則第31条から第36条によりこの規程を定める。

(委員の選出)

第2条 執行委員及び会計監査委員長は会則に定められた事項の他、この規程により選出される。

(委員会の設置)

第3条 選挙を施行する場合、選挙管理委員会を設置する。

(委員会の構成)

第4条 本委員会は各ホームルームより選出された2名の選挙管理委員により構成され、その委員の互選により委員長を定める。

第2章 公 示

(告 示)

第5条 選挙管理委員会は、選挙の日程を定め、投票日の15日前にはその旨を告示しなければならない。

第3章 立候補届け出

(立候補届け出)

第6条 立候補しようとする者は、告示のあった日から投票日の2日前までに所定の立候補届に次の事項を記入の上届け出なければならない。

- (1) 立候補しようとする者の氏名、学年、クラス名、抱負
- (2) 責任者（1名）の氏名、学年、クラス名

(立候補の制限)

第7条 選挙管理委員は、立候補者の責任者になることはできない。

(立会演説会及び投票の延期)

第8条 前項の締切日までに立候補者のいない役職があるときは、立会演説会及び投票を延期する。

第4章 立候補者の公示

(公 示)

第9条 選挙管理委員会は、立候補受け付けの締切後、ただちに立候補者名簿を公示しなければならない。

第5章 選挙運動

(選挙運動)

第10条 立候補者は選挙管理委員会の許可を得て、所定の場所に選挙ポスターを貼ることができるが、委員会の定める範囲を超えて選挙運動をすることはできない。

(立会演説会)

第11条 立候補者は、選挙管理委員会の行なう立会演説会で意見を表明し、責任者に立候補者の応援演説をさせることができる。

第6章 投 票

(投 票)

第12条 選挙は選挙管理委員が指定した投票所における直接無記名投票によって行なう。投票用紙は投票日当日投票所で交付される。会長・書記長・書記・会計監査委員長は単記、副会長・会計は連記とする。

(投票権の行使)

第13条 投票権の行使は1人1回とし、欠席者の行使は認めない。

(投票総数の確定)

第14条 選挙管理委員は、投票終了後投票箱を閉鎖し、投票総数を確定する。

第7章 無 効 票

(無 効 票)

第15条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の投票用紙以外のものを使用したもの。
- (2) 立候補者の氏名以外の記載のあるもの。
- (3) 立候補者の氏名を判定または特定できないもの。
- (4) 選挙管理委員会で指定した記号以外を記載したもの。

(無効票の審議)

第16条 前項各号によって判断がつきにくいときは、選挙管理委員会で審議の上決定する。

第8章 開 票

(開票業務)

第17条 投票箱の開封及び開票業務は原則として非公開とし、選挙管理委員が行なう。

第9章 当 選

(当 選)

第18条 有効投票数の最多数を得たものを当選者とする。

(信任投票及び再選挙)

第 19 条 対立候補者のいない立候補者については信任投票を行なう。ただし、信任投票により信任されなかった場合は再選挙を行う。

(信 任)

第 20 条 信任投票は、有効投票数の過半数で信任されたものとする。

(開票結果の公示)

第 21 条 開票結果はすみやかに公示されなければならない。

第 10 章 補 則

(協 議)

第 22 条 この規程に定めていない事項についてはすべて選挙管理委員会の協議によるものとする。

(規定の改廃)

第 23 条 この規程の改廃は代議員会の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

生徒会会計支出細則

(目 的)

第1条 生徒会会則第60条により、生徒会会計支出細則を定める。

(総 務 費)

第2条 本規程の総務費は、次のとおりとする。

(1) 派 遣 費

高体連空知支部予選会、高文連、高野連主催及び共催の空知大会、その他例年出場している地区大会の借り上げバス代費を含む遠征旅費及び用具の運搬料を年2回まで補助する。ただし、練習試合、交歓試合、合宿での補助は行わない。

① 宿泊費は、南空知地区外への派遣に限り、必要に応じて補助する。1人1泊につき2,900円とし、3泊までとする。

② 同好会への補助は原則行わない。ただし、状況に応じて生徒指導部で別途審議する場合がある。

(2) 大会参加料

前項(1)で規定する大会で、参加が認められた大会の参加料を支出する。ただし、大会の参加料の支出は年2回までとする。

① 同好会への補助は原則行わない。ただし、状況に応じて生徒指導部で別途審議する場合がある。

(3) 事 務 費

生徒会執行委員会、外局の事務関係費等への支出。

(4) 行 事 費

各生徒会行事の支出一般。

(5) 慶 弔 費

① 生徒、職員死亡 3,000円

② 生徒父母死亡 3,000円

③ 生徒、職員の火災見舞金 3,000円

④ 職員転勤・退職 記念品

(6) 卒業記念費

(7) 予 備 費

(消耗品費)

第3条 各部局の消耗品の支出は、次のとおりとする。ただし、個人の消費財(食品・薬・テーピング類)には使用できない。

(1) 体育系各部で使用する消耗品等の購入のための支出。

(2) 文化系各部で使用する消耗品等の購入のための支出。

(3) 外局で使用する消耗品等の購入のための支出。

(4) 同好会への支出はしない。

(生徒会基金)

第4条 生徒会特別会計を生徒会基金と名目を変え、一般会計の予備費としておく。

教務規程（抜粋）

第2章 教育課程

（学 期）

第3条 学期を次のとおり区分し、2学期制とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
 - (2) 後期 10月1日から3月31日まで
- 2 前期末から後期始には、連続して期間休業日を設けることができる。

第3章 単位履修及び修得の認定、進級及び卒業

（履修・修得）

第4条 生徒は、本校の教育課程に基づき、各教科・科目及び総合的な探究の時間のすべての単位数及び特別活動を履修しなければならない。

- 2 生徒は、本校の教育課程に基づき各教科・科目及び総合的な探究の時間について別に定めるとおり、卒業に必要な単位を修得しなければならない。
- 3 本校所定の教育課程により、あらかじめ計画して、学期を単位として履修した場合は、単位の履修・修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

（教科・科目の認定区分）

第5条 前期においてのみ履修する科目を前期科目、後期においてのみ履修する科目を後期科目、前期・後期を通して履修する科目を通年科目と区分する。

（教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動の履修の認定）

第7条 当該教科・科目等の目標に到達するために授業に参加し、その欠課時数が標準授業時数の20%以下であるとき、当該教科・科目等の履修を認定する。ただし、実授業時数が標準授業時数を超えた場合は、欠課時数が実授業時数の20%以下であるとき、当該教科・科目等の履修を認定する。なお、出席停止、忌引がある場合については、その数を授業時数、欠席時数から減じて取り扱うものとする。公欠については授業時数として取り扱うが、欠席時数からは減じて取り扱うものとする。

また、標準授業時数とは1単位当たり前期17時間、後期18時間（第3学年においては13時間）とする。

（教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動の履修認定の特例）

第8条 履修認定に関し次の各号に該当するときは、前条の規定にかかわらず履修を認定することができる。

- (1) 科目等の欠課時数が20%を超える場合で、理由に特別な事情があり、欠課時数が30%以下であって、その不足時数を課題又は面接指導により補充できるとき。
- (3) その他、校長が特に必要と認めた場合で、特別の審議を経たとき。

（教科・科目及び総合的な探究の時間の修得の認定）

第10条 次の各号を満たしたとき、単位の修得を認定する。

- (1) 当該教科・科目の学年末における学習成績が、評価に関する規定の5段階評定が「2」以上であるときは、当該教科・科目の単位の修得を認定する。
- (2) 総合的な探究の時間の成果が満足できると認められたとき。

（修得科目の増単位の認定）

第11条 当該教科・科目の履修を認定されるもの中で、資格取得及びボランティア活動

に一定時間従事した場合、申請書の提出により 3 学年における認定会議にて増単位を認める。ただし、2 学年についても転編入などの場合においては、1 学年で修得した単位のみ増単位の申請及び認定を行うことができる。

(進級の認定及び時期)

第 12 条 進級は年度末において、生徒が次の各号を満たしたとき、認定会議を経て校長が認定する。

- (1) 当該年度の教科・科目及び総合的な探究の時間のすべてについて履修が認定されているとき。
- (2) 卒業に必要な単位数を 3 ケ年以内に修得できる見込みがあるとき。
- (3) 特別活動の履修が認められたとき。

(卒業の認定)

第 13 条 卒業は第 3 学年末において、生徒が次の各号を満たしたとき、認定会議を経て校長が認定する。

- (1) 当該年度の教科・科目及び総合的な探究の時間のすべてについて履修が認定されているとき。
- (2) 第 3 学年末までの未修得単位が 10 単位以下であるとき。
- (3) 特別活動の履修が認められたとき。

(追 認)

第 14 条 履修が認定された教科・科目及び総合的な探究の時間のうち、次の各号に該当する場合は、単位の修得を留保し、追認の機会を 1 回限り与えることができる。

- (1) 修得が不認定の科目があるが、進級が認定されたとき。

(追認の方法)

第 15 条 追認の機会が与えられた生徒は、所定の用紙に保護者連署の上、追認を願い出るものとする。

(原級留置)

第 16 条 進級及び卒業が認定されない場合は原級留置とする。この場合は、当該学年のすべての履修・修得した科目の単位を留保し、再履修するものとする。

- 2 年度にまたがって履修・修得された単位については、生徒の不利にならないように評定する。

第 4 章 出欠席

(出席停止・忌引)

第 18 条 次の各号に該当する場合は「出席停止・忌引等の日数」として扱い、当該生徒の「出席しなければならない日数」は「授業日数」から差し引いた日数とする。ただし授業については欠課となるが、通常の欠課と区別して取り扱う。

- (1) 学校教育法第 11 条による懲戒のうち停学の日数
- (2) 学校保健安全法第 20 条により臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- (3) 学校保健安全法第 19 条による出席停止の日数及び感染症予防法第 7 条・8 条による隔離、その他の場合の日数
- (4) 忌引による欠席の日数

忌引日数は次の日数以内として、原則として死去の当日から起算する。なお、遠隔地の場合は往復に必要な日数を加える

父母：7 日

祖父母・兄弟姉妹：3 日

上記以外の親族：1 日

法要：1日

- (5) 転学・転入学のために要する旅行日数
- (6) 交通障害、その他非常災害等による欠席
- (7) その他、それを校長が認めたとき

(欠 課)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、教科担任は欠課として扱う。

- (1) 病気・事故等の事由で正規の授業を欠く場合（保健室での休養を含む）
- (2) 授業への出席が30分に満たない場合

(公 欠)

第20条 次の各号に該当する場合は、出席日数に算入するが、当該教科・科目は公欠とする。

- (1) 学校代表としての欠課。
 - ① 慶弔の際の参列
 - ② 高体連・高文連・高野連主催行事への参加
 - ③ 国民体育大会への参加
 - ④ 生徒会などの対外行事への参加
- (2) 大学・就職試験の受験による欠席、ただし、次の範囲で旅行期間を加えることができる。
 - 市内及び近隣…… 試験日のみ
 - 北海道内…… 試験日前1日以内、後1日以内
 - 本州方面…… 試験日前1日以内、後1日以内、ただし交通が不便な場所の場合にはもう1日旅行日を加えることができる
- (3) 進学・就職にかかわる見学、説明会及び健康診断等による欠課。
- (4) その他、校長が認めたもの。

第5章 学習成績の評価

(評価の方法)

第22条 評価の方法については、年間計画に基づいて、生徒に事前に提示・説明を行うこととする。

- 2 教科・科目の学習成績の評価は、単元テスト・小テストの成績、実技試験及び実習・演習・課題の取り組み状況、主体的に学習に取り組む態度などから得られる評価資料に基づいて、各教科で定められた評価の観点を踏まえ総合的に判断する。
- 3 観点別の評価については、各教科・科目の目標に基づき、目標の実現状況を観点ごとに評価を行う。なお、次の換算を基準とする。

実現状況	評価
十分満足できる	A
おおむね満足できる	B
努力を要する	C

(評価・評定の時期及び各期の評価)

第23条 学習成績の評価は、各学期末及び学年末に行うものとする。

- 2 各学期における評価は、それぞれの期間のみの評価とする。
- 3 第3学年においては、6月・9月・12月の単票提出に合わせて、仮5段階評定をおこなうものとする。また、仮評定は年度末を見越して慎重に行うものとする。

(評価・評定の表示)

第 24 条 各学期、学年末においては「5～1」の5段階で評価・評定する。

(評価の基準)

第 25 条 前条の5段階評価の基準及び5段階評定の基準は、当該教科・科目の目標に対する達成度に応じて、次の換算を基準とする。

目標達成度	5段階評価・評定
特に高い程度に達しているもの	5
高い程度に達しているもの	4
概ね達成しているもの	3
達成が不十分なもの	2
達成が著しく不十分なもの	1

2 評価及び評定は各教科において協議し、共通の理解を図ることとする。

図書館利用規程

(総 則)

第1条 この規程は、北海道夕張高等学校図書館利用について定めるものとする。

(開館時間と休館日)

第2条 図書館は原則として長期休業を除く平日の授業日において次のとおり開館する。

月曜日～金曜日 昼休み 12:40～13:15

放課後 15:30～16:30

2 長期休業中の開館日は年度ごとの行事予定の中で定める。

3 図書の点検整理その他の都合で臨時に休館することがある。

(閲 覧)

第3条 館内にある一般図書および雑誌は自由に閲覧することができる。ただし、特別な図書については係職員に申し出てから閲覧するものとする。

(貸出し)

第4条 館外貸出しについては、次の手続きによるものとする。

(1) 貸出しの冊数は原則として一人一回3冊以内とする。ただし、夏季及び冬季休業中は一人5冊までとする。

(2) 貸出し期間は1週間以内とする。長期休業中の貸出しについてはその都度指示するものとする。

(3) 貸出しを受ける場合は、図書委員に申し出て所定の手続きをとるものとする。

(4) 禁帯出図書の貸出しはおこなわない。ただし、研究調査のために必要と認めた場合は別に考慮する。

(返 却)

第5条 貸出し図書を返却する場合は、図書委員に申し出て個人カードを受け取り、所定の手続きをとるものとする。

(留意事項)

第6条 図書館利用者は、次の事項に留意するものとする。

(1) 館内では担当教員及び図書委員の注意事項に従うこと

(2) 図書の又貸しをしてはならない。

(3) 館内では無駄な会話をしたりふざけたりしないこと。

(4) 館内の図書は丁寧に扱うこと。

(5) 集会その他で図書館を利用するときは、事前に許可を得ること。

(6) 返却期限を過ぎた場合は、図書委員を通じて督促し、それに従わない者には、以後の貸出しを停止することもある。

(7) 図書を汚損または紛失した場合は、実費弁償するものとする。

(8) 図書館で定める規定及び注意事項を守ることができない場合は、以後の利用を停止することがある。

(9) 退出するときは、閲覧図書を所定の場所に返却すること。